

【 投 薬 】

２３０ ヘリコバクター・ピロリ感染症に対して二次除菌としてレセプト上  
確認ができない場合のメトロニダゾールの算定について

《令和６年７月３１日》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ感染症に対して二次除菌としてレセプト上確認ができない場合のメトロニダゾール（フラジール内服錠）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ヘリコバクター・ピロリ感染の除菌療法として、プロトンポンプ・インヒビター、アモキシシリン水和物、クラリスロマイシンの３剤による一次除菌療法が行われる。

一次除菌療法で除菌不成功の場合、プロトンポンプ・インヒビター、アモキシシリン水和物、メトロニダゾールの３剤による除菌療法が行われる。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ感染症に対して二次除菌とレセプト上確認ができない場合のメトロニダゾール（フラジール内服錠）の算定は、原則として認められないと判断した。